

平成24年第2回（6月）町議会定例会提出議案等の概要

○議案第40号 平成24年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）

[企画・財政課]

『社会資本整備総合交付金』道路橋りょう改良事業費及び京の未来創造校研究事業費等を追加補正するもの。

既定額	3,759,000 千円
補正額	12,215 千円
計	3,771,215 千円

(主要事業)

- ・『社会資本整備総合交付金』道路橋りょう改良事業 8,418 千円
- ・京の未来創造校研究事業 125 千円

○議案第41号 宇治田原町消防団支援隊設置条例の一部を改正する条例を制定するについて

[総務課]

宇治田原町消防団支援隊が活動するうえで必要となる費用の一部を補助するため、本条例を改正するもの。

○議案第42号 平成23年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

[企画・財政課]

町税や各種交付金及び補助金等が確定したことに伴い、補正予算の専決処分を行い、報告するもの。

既定額	3,726,023 千円
補正額	8,097 千円
計	3,734,120 千円

○議案第43号 平成23年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の専決処分について

[戸籍・保険課]

交付金等が確定したことに伴い、補正予算の専決処分を行い、報告するもの。

既定額	1,167,495 千円
補正額	△ 59,754 千円
計	1,107,741 千円

**○議案第 44 号 平成 23 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について**

[健康長寿課]

保険給付費の決算見込み等に伴い、補正予算の専決処分を行い、報告するもの。

保険事業勘定	既定額	681,779 千円
	補正額	△ 13,681 千円
	計	668,098 千円

**○議案第 45 号 平成 23 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について**

[上下水道課]

事業費等が確定したことに伴い、補正予算の専決処分を行い、報告するもの。

既定額	421,610 千円
補正額	△ 21,642 千円
計	399,968 千円

**○議案第 46 号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について**

[税務・会計課]

地方税法の一部を改正する法律及び関連する政令・省令が、原則として本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例改正について専決処分を行い、報告するもの。

主な改正内容は、個人住民税において、年金所得者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書提出を不要とし、手続きを簡素化するもの。

固定資産税においては、評価替えに伴う年度の更新を行うとともに、わがまち特例の導入による、固定資産の特例措置の特例割合を本条例で定めたもの。

**○議案第 47 号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について**

[戸籍・保険課]

地方税法の一部を改正する法律等が、本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例改正について専決処分を行い、報告するもの。

改正内容は、東日本大震災で被災された方が、居住用家屋の滅失によりその敷地を譲渡した場合の譲渡所得に係る国民健康保険税課税における特例の適用期限を 3 年から 7 年に延長するもの。

**○議案第 48 号 平成 24 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）の専決処分について**

〔戸籍・保険課〕

平成 23 年度国民健康保険特別会計に収支不足が生じることに伴い、繰上充用の措置を行うため補正予算の専決処分を行い、報告するもの。

既定額	1,072,478 千円
補正額	61,000 千円
計	1,133,478 千円

**○報告第 1 号 平成 23 年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について**

〔企画・財政課〕

平成 23 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 4 号）で繰越明許費の設定を行った主要町道新設改良事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するもの。

**○報告第 2 号 平成 23 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について**

〔上下水道課〕

平成 23 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）で繰越明許費の設定を行った公共下水道事業に係る管渠整備事業の繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するもの。

**○報告第 3 号 平成 23 年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について**

〔上下水道課〕

公共下水道事業の繰越に伴い水道管移設工事等の工期を延長したため、事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、水道事業会計予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの。